

## 飲料水供給事業(補助金)概要表

補助の対象となる事業名	補助対象額	補助率	補助の要件
小規模簡易給水施設整備事業 (小規模飲料水供給施設の新設)	総事業費から 1戸あたり25万 円を控除したも の(総事業費が 3,000万円以下 のもの)	補助対象額の 3/4以内	<p>◎簡易水道・専用水道・飲料水供給施設及び水道計画区域外において飲料水の不足を解消するため、新たに生活用水供給施設を建設する者</p> <p>◎補助対象施設は、水源(ボーリング等は1回を原則とし町長が認めた場合は再度1回のみ)、ポンプ施設、屋外配管工事とする。</p> <p>◎給水戸数3戸以上であること。</p> <p>◎水質検査結果について町へ報告し、指導を受けるものとする。水質検査とは、一般項目検査及びヒ素・フッ素とする。</p> <p>◎事業を町給水装置指定業者又は指名業者により施工した者に補助する。</p>
飲料水供給施設整備事業(既存 飲料水供給施設の改修等)	50万円以上の もの	基準事業費の 5/10以内	<p>◎給水人口の増加に伴う取水量の確保のための拡充であること。</p> <p>◎水質基準を確保できない等の水質改善のための整備であること。</p> <p>・施工後、指定機関の水質検査結果について町へ報告し、指導を受けるものとする。</p> <p>◎施設の経年老朽化による機器更新整備であること。</p> <p>◎事業を、町給水装置指定業者又は指名業者により施工した者に補助する。</p>
飲料水供給施設災害復旧事業	50万円以上150 万円以下のもの	基準事業費の 3/10以内	◎施設災害復旧とは、町が設置した施設で落雷その他自然災害による、電気・給水のためのポンプ・急速ろ過機・計測機器の復旧とする。
個人飲料水水源施設整備事業 (個人飲料水水源施設の新設)	【一戸】20万円 以上100万円以 下のもの【二 戸】20万円以上 150万円以下の もの	【飲料水】 基準 事業費の 5/10 以内 一戸限 度額50万円 二戸限度額75万 円	<p>◎簡易水道・専用水道・飲料水供給施設及び水道計画区域外において飲料水の不足を解消するため、新たに生活用水供給施設を建設する者</p> <p>(1) 補助対象となる水源は原則1戸1補助施設とする。ただし、2戸が共同して整備する場合も対象とする。</p> <p>(2) 他の補助事業により施行した水源は、補助対象としない。</p> <p>◎補助対象施設は、水源(ボーリング等は1回を原則とし町長が認めた場合は再度1回のみ)、ポンプ施設、屋外配管工事とする。補助対象とならない費用は、住宅内部施設工事、水質検査費用、又は町長が補助対象と認めないものとする。</p> <p>◎指定機関の水質検査結果について町へ報告し、指導を受けるものとする。水質検査とは、一般項目検査及びヒ素・フッ素とする。</p> <p>◎事業を町給水装置指定業者又は指名業者により施工した者に補助する。</p>
地元管理水道施設水質検査事業	検査費用額	水質検査費用額 の1/2以内	<p>◎町指定の検査機関で水質検査を行う者</p> <p>◎指定機関の水質検査結果について町へ報告し指導を受けるものとする。</p>

次の各号に該当するものは補助金を交付しない。

- (1) 町に住所を有さない者
- (2) 住宅・宅地を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 販売・営業目的での施設整備を行う者